平成２３年（フ）第３９５号
兵庫県加古川市平岡町土山390番地　平岡団地11―202号
債務者　小倉　怡郎
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３９６号
兵庫県加古川市平岡町土山390番地　平岡団地11―202号
債務者　小倉　通代
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３９８号
兵庫県相生市相生５丁目13番７号
債務者　濱田　和昌
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４０１号
兵庫県姫路市西今宿３丁目15番５号　ユニピア今宿205
債務者　中島妃早子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第８８号
三重県伊勢市小俣町明野441番地１
債務者　彦ノ上ひと美
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第３０４号
埼玉県八潮市大字浮塚582番地　サンバレービル202
債務者　三尾　公江（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３１４号
埼玉県三郷市彦成３丁目10番18―104号
債務者　浦　　和明
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第９６８７号
大阪府門真市寿町20番21―505号
債務者　山本　直次
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８３８号
大阪府東大阪市本庄中１―11―101、住民票上の住所大阪府豊能郡豊能町余野1023番地
債務者　東　小夜子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８３９号
大阪府豊中市長興寺北１丁目５番46―301号
債務者　今　　智裕
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８６０号
大阪府茨木市南安威２丁目６番12号
債務者　柿木　彦二
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１７４号
大阪府枚方市上野２丁目９番50―304号
債務者　伊東真由美（旧姓大城）
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３５０号
大阪府吹田市青山台２丁目６番Ｂ７―101号
債務者　沢田　昭子（旧姓野島）
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４２３号
大阪市此花区伝法６丁目２番２―402号
債務者　大塚　文雄
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５０２号
大阪市西成区北津守１丁目３番２―404号
債務者　沼島谷和男
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５０４号
大阪府枚方市東香里新町７―23―11、住民票上の住所大阪府枚方市茄子作１丁目44番３号
債務者　野口　謙吾
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５０５号
大阪府枚方市東香里新町７―23―11、住民票上の住所大阪府枚方市茄子作１丁目44番３号
債務者　野口真奈美
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５４８号
大阪府吹田市五月が丘南21番12―406号
債務者　至田　佳香
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部